

八尾市時報

発行所 八尾市役所
編集人 三上 幸寿
印刷所 秀文社
毎月2回(5日20日)発行
発行部数 23,500
定価 1部5円

昭和三十一年の初頭に当り、隨つて市民の皆様に「おめでとう」を申し上げます。お慶びもつて昨年同様大盛況を遂げることができました。これはひとえに市民各位の絶大なご支援によることと厚くお礼を申し上げます。

思えば、本市も定例以来、本年四月をもつて満九歳、数えて二十周年を迎え、ようやく先進都市と肩をならべることでございます。これは、市議会議員各位の献身的な努力と、市職員が自らの職責を忠実に守つてくれたこと、更に十万人の市民が眞に当市をよよくご理解され、深き郷土愛によつてあらゆる面にご協力下さつた賜と存するものであります。



昨年、私の多年の懸案でありました尾瀨川護岸工事とそれに伴う下水道工事、近鉄駅前前の舗装、東高安山一帯の開発事業の基礎的調査への着手など、及ばずながら当市五カ年計画遂行に努めることのできましたことに對し心から感謝する次第であります。

また当初からの念願である工場、公共施設などの誘致としては、二、三の工場と電信電話公社の新築築設、更に民間飛行場としての八

年頭の辞

昭和三十一年の新春を迎え、市民の皆様にお祝ひを申し上げます。

八尾市も随分して十年目、一昨年の三カ町村合併を経て、人口十万人を擁する中堅都市の実現を見るに至りました。その間、行政各部の目的をまじり充実に、一方極度の地方財政のひつ迫にもかかわらず、よく今日まで健全財政を堅持し発展を遂げてまいりましたこと、



は、これひとえに市民の方々の深いご理解と絶大なご協力を始めとして、同僚議員、理事者各位の非情なご努力の結果と心から感謝申し上げます。

地方行政をめぐる諸問題は、累次の改革を経て、昨年の地方自治法の改正に至り、批判論議の余地を残しながらも、一部未解決の問題を除いて解決され、現行の地方制度の建

市政進展にご協力を

八尾市議会議長
羽多野与久

して市民の世論がより多く市政に反映することを念願とし、議事人としての使命遂行と、今後の八尾市建設に努めたいと思つて、何とぞ本市市民のため、地方自治確立のためにお一人の協力を、ご援助賜りますようお願いする次第であります。

年頭にあたり市議会を代表し皆様方のご多幸をお祈りして「おめでとう」といたします。



明けまして おめでとう

古藤敏夫氏助役再任

合併特別委員決る

去月二十一日開き、名により委員(七名)の選出がなされた。定例会(日)は二十六日午後一時から再開、先づ関係委員会付託のため出張不在により金井副議長が議長となりとなつていた議案は審議の結果、古藤敏夫氏の助役三選、委員長報告通り可決された。

今回の追加予算は一般会計におき、特別委員会が設置され、別掲の通り委員の選出がなされ閉会中審議されることとなつた。

今回上程された可決された議案は左の通りである。

12月定例会

去月二十一日開き、名により委員(七名)の選出がなされた。定例会(日)は二十六日午後一時から再開、先づ関係委員会付託のため出張不在により金井副議長が議長となりとなつていた議案は審議の結果、古藤敏夫氏の助役三選、委員長報告通り可決された。

今回の追加予算は一般会計におき、特別委員会が設置され、別掲の通り委員の選出がなされ閉会中審議されることとなつた。

今回上程された可決された議案は左の通りである。

一般会計
追加予算
五九八万円を可決



助役再任について同意を求めた件

住所 堺市深寺
氏名 古藤 敏夫(51才)

職業 現助役が十二月二十五日を以つて任期満了となるので引継ぎ再任したので提案された。

(同意と決定)

附置(昭和三十一年東京帝國大学経済学部卒業、同年大阪市に就職、社会部福利課長、保健部体力課長を経て昭和二十年大淀区長となり退職、二十三年十二月八尾市助役となり、二十七年再任、今回まで当市助役であった。

議案第八六号
有功者推せんについて専決処分承認の件
住所 安中一六五
氏名 植田 茂治(56才)
職業 会社役員
(理由)教育委員会の定足以来公選による教育委員として三年十

人権擁護相談

とき 一月十六日(二時一四時)

ところ 八尾市役所

お互い人権を尊重し、明るく社会を築きましよう。人権を犯されて困つて居る方は相談におこして下さい。

償却資産の申告は

一月三十一日まで

償却資産の所有者は、地方税法の規定により毎年一月一日現在で所有する償却資産の明細を、その所在地の市町村長に申告しなければならぬことになっております。

償却資産とは、事業の用に供することができる次のような資産をいいます。

○構築物、家屋以外の土地に定着する土木設備で煙突、貯水池、タンク地下貯油槽、軌道など。

○機械及び装置、コンベヤ、ホイス、起重機などの搬送設備を含む。

○船舶、航空機

○車両及び運搬具、自動車、自転車、軽自動車、トラック、自走車、荷車を除く。

償却資産の申告は、地方税法の規定により毎年一月一日現在で所有する償却資産の明細を、その所在地の市町村長に申告しなければならぬことになっております。

償却資産とは、事業の用に供することができる次のような資産をいいます。

○構築物、家屋以外の土地に定着する土木設備で煙突、貯水池、タンク地下貯油槽、軌道など。

○機械及び装置、コンベヤ、ホイス、起重機などの搬送設備を含む。

○船舶、航空機

○車両及び運搬具、自動車、自転車、軽自動車、トラック、自走車、荷車を除く。



市長	脇田 幾松	助役	古藤 敏夫	助役	熊倉 治	収入役	羽多野 与久	市長	金井 三三郎	副市長	貴島 正男	市長	谷口 安吉	市長	樋口 義三	市長	御内 幸次郎	市長	中谷 浅吉	市長	田中 恒太郎	市長	畑 中正一	市長	日吉 政男	市長	島野 寅次郎	市長	植田 藤三郎	市長	当内 富三郎	市長	森山 蔵太郎	市長	田代 八郎治	市長	中西 政太郎	市長	和田 一二	市長	小池 十太郎	市長	斎藤 俊一	市長	黒川 竹松	市長	山田 千代三	市長	浜田 昌雄	市長	中西 喜三郎	市長	山野 啓太郎	市長	高橋 卯之助	市長	北村 善蔵	市長	小林 弥毅	市長	磯山 惠次郎	市長	松村 富蔵	市長	衣田 千代三	市長	東口 光蔵	市長	橋本 徳松	市長	木田 梅吉	市長	長沢 豊二	市長	市場 清三	市長	阿尾 彰
----	-------	----	-------	----	------	-----	--------	----	--------	-----	-------	----	-------	----	-------	----	--------	----	-------	----	--------	----	-------	----	-------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	-------	----	--------	----	-------	----	-------	----	--------	----	-------	----	--------	----	--------	----	--------	----	-------	----	-------	----	--------	----	-------	----	--------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	------

